

中国政府が越境ECと行郵税の税率を変更

◆越境ECと一般貿易輸入貨物との税率格差解消が目的

中国越境EC（イーコマース）関連の税制改正が2016年4月8日より実施された。EMS小包などの課税強化のため、税関当局の開封率が上昇していたことなどや16年1月1日より日用品の輸入関税の引下げ範囲が拡大されるなど「予兆」があり、越境ECに対する何らかの税制改定実施が予想されていた。これまで越境ECに対しては、個人の持ち込み手荷物や郵送便などに適用される税率の低い「行郵税」が暫定的に適用されており、同じ輸入商品でも一般貿易輸入貨物に対してかけられる税（関税、増値税、消費税）との間に格差が生じており、その是正対策として今回改正が実施された。

◆消費者のニーズに配慮し、一人あたり年間2万元までは優遇

越境ECでの購入に関しては、1件あたりの取引額が2,000元（約33,000円）以下でかつ個人の年間累計取引額が2万元以下の場合は、関税率を0%としたうえで増値税・消費税（それぞれ品目で異なる）を正規の70%徴収することとし、1件あたり2,000元もしくは年間で2万元を超える場合は、一般貿易輸入貨物扱いとして関税、増値税、消費税がフルに徴収されることとなった。化粧品（旧行郵税50%）を例にとると、100元以下が0%→11.9%と増税となり、100元超は50%→11.9%（増値税17%×0.7）と減税になる。日本にいる中国人などが商品を中国へ郵送し、中国国内の業者が転売する「代理購入」のような商流は減少しそうだが、インターネットプラスの有力分野である保税區利用を含めた越境ECに関しては、ルールの明確化で活性化を期待する向きもある。

また、前述の行郵税も改定され、税額が50元以下の場合の免税を据え置く一方、税率が従来の10%、20%、30%、50%の4段階から、15%、30%、60%の3段階に変更された。これによって免税で購入できる税額が50元以下となる商品の上限価格は、500元から333元以下に引き下げられたことになる。

訪日中国人の数はビザの発給緩和計画などもあり、今回の税制改正で急減することはなさそうだ。また中国人の帰国時の免税枠も5,000元のままだが、売れ筋商品などに変動が生じることは避けられそうにない。

【森山博之】